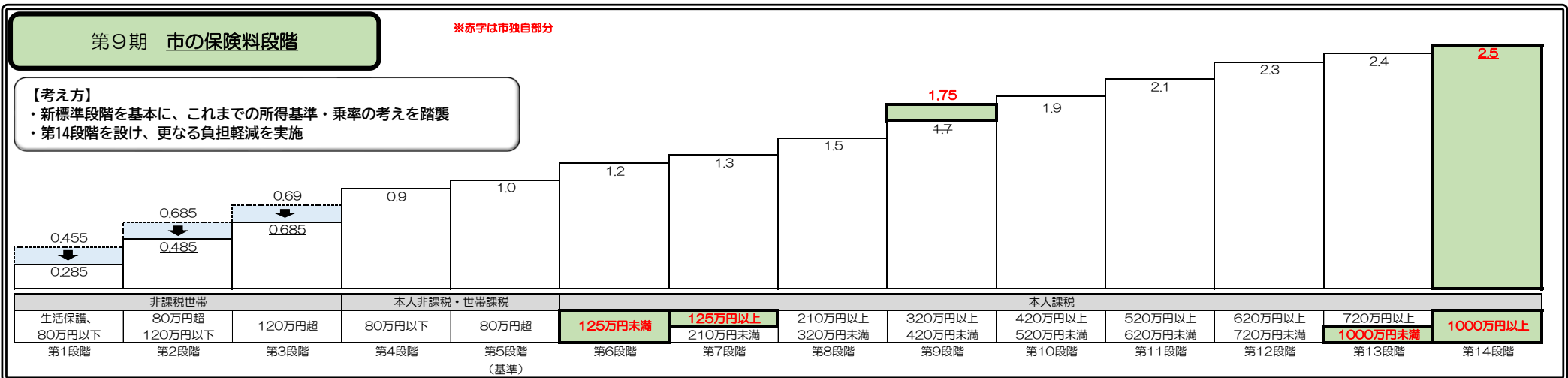
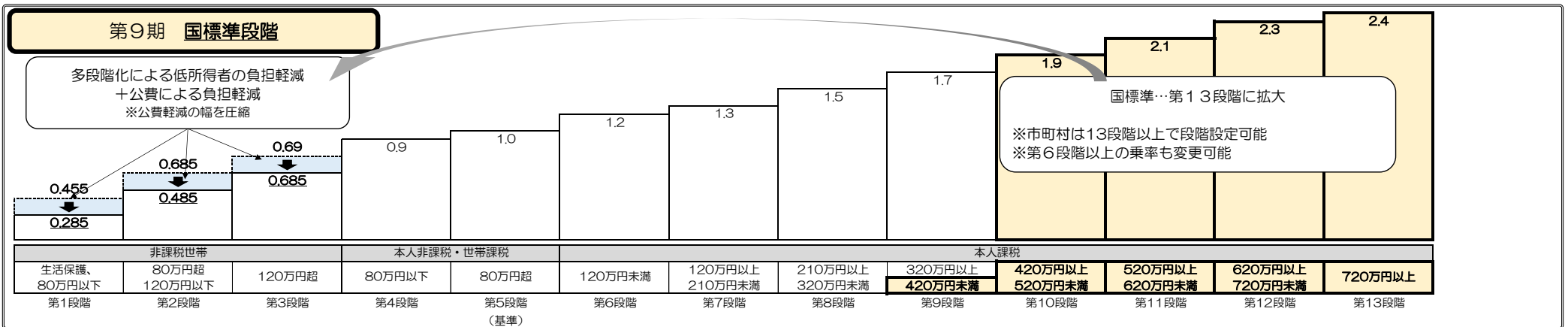
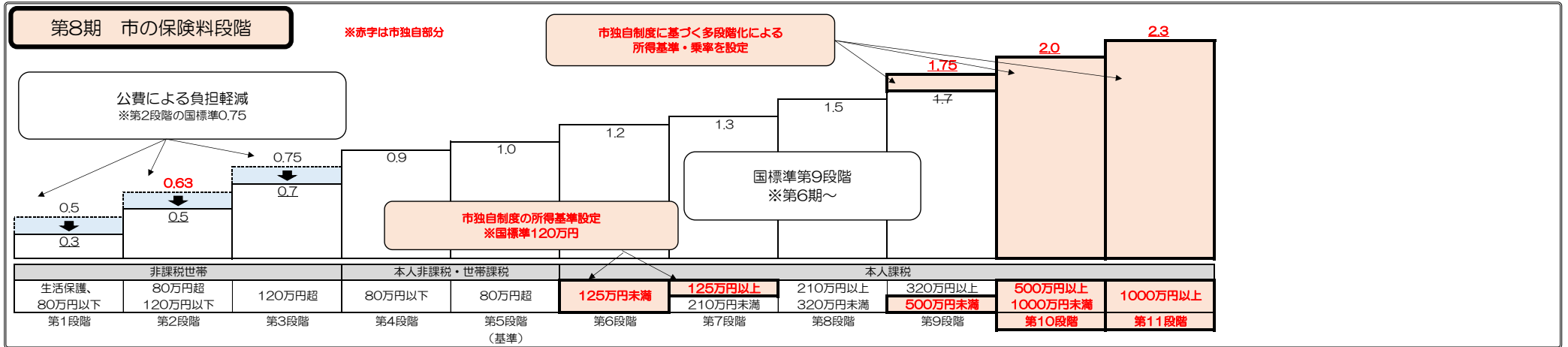




第9期介護保険料について 【第1号被保険者 所得段階別保険料一覧】

所得段階	第8期			第9期 ※赤字は第8期からの変更箇所								
	所得基準内容		乗率	保険料年額	所得基準内容		乗率	繰入前		保険料額（12億円繰入後）		
								保険料年額	影響額 (第8期比)	保険料年額	影響額 (第8期比)	繰入効果額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額（注1）が80万円以下の方		基準額×0.3	20,340円	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額（注1）が80万円以下の方		基準額× 0.285	21,214円	874円	18,912円	△1,428円	△2,302円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額（注1）が ¹	80万円を超えて 120万円以下の方	基準額×0.5	33,900円	世帯全員が市民税非課税で、所得指標となる額（注1）が ¹	80万円を超えて 120万円以下の方	基準額× 0.485	36,101円	2,201円	32,184円	△1,716円	△3,917円
第3段階		120万円を超える方	基準額×0.7	47,460円		120万円を超える方	基準額× 0.685	50,988円	3,528円	45,456円	△2,004円	△5,532円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、所得指標となる額（注1）が ¹	80万円以下の方	基準額×0.9	61,020円	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、所得指標となる額（注1）が ¹	80万円以下の方	基準額×0.9	66,992円	5,972円	59,724円	△1,296円	△7,268円
第5段階		80万円を超える方	基準額	67,800円		80万円を超える方	基準額	74,436円	6,636円	66,360円	△1,440円	△8,076円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額（注2）が ¹	125万円未満の方	基準額×1.2	81,360円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額（注2）が ¹	125万円未満の方	基準額×1.2	89,323円	7,963円	79,632円	△1,728円	△9,691円
第7段階		125万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3	88,140円		125万円以上 210万円未満の方	基準額×1.3	96,766円	8,626円	86,268円	△1,872円	△10,498円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5	101,700円		210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.5	111,654円	9,954円	99,540円	△2,160円	△12,114円
第9段階		320万円以上 500万円未満の方	基準額×1.75	118,650円		320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.75	130,263円	11,613円	116,130円	△2,520円	△14,133円
第10段階		500万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.0	135,600円		420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.9	141,428円	22,778円	126,084円	7,434円	△15,344円
第11段階		1,000万円以上の方	基準額×2.3	155,940円		520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.1	156,315円	20,715円	139,356円	3,756円	△16,959円
第12段階						620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.3	171,202円	35,602円	152,628円	17,028円	△18,574円
第13段階				720万円以上 1000万円未満の方	基準額×2.4	178,646円	43,046円	159,264円	23,664円	△19,382円		
第14段階				1,000万円以上の方	基準額×2.5	186,090円	30,150円	165,900円	9,960円	△20,190円		

※（注1）所得指標となる額～前年の合計所得金額（注2）と課税年金収入額の合計から公的年金等に係る雑所得を控除した額

※（注2）合計所得金額～地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から長・短期譲渡所得等に係る特別控除額を控除した額